

## 周南市市章使用承認事務取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、周南市市章（以下「市章」という。）の使用を承認することに関し、円滑な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいう。

(市の機関の使用)

**第3条** 市の機関の市章の使用については、市章が市を象徴する標章として制定された趣旨に鑑み、公務に関する限り大いに活用することが望ましく、その使用については特に制限しないが、市章の品位を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 前項の場合において、市章を使用することが適当な場合は、次のとおりとする。

- (1) 発行する刊行物、ポスター等の印刷物に表示する場合
- (2) 公務上使用する用紙、封筒等文具類に表示する場合
- (3) 管理する掲示板、標識等の工作物に表示する場合
- (4) 所有又は管理する庁舎、車両等の動産及び不動産に表示する場合
- (5) 表彰状、感謝状、記念品、賞品等の物品に表示する場合
- (6) その他市章を表示することが適当であると認められる場合

(市の機関以外の使用による承認基準)

**第4条** 市の機関以外の者又は団体（以下「団体等」という。）が市章を使用しようとする場合は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 申請者
  - ア 国又は地方公共団体若しくはこれに準じる公共的団体
  - イ 公共性を有する団体又はその機関
  - ウ その他市長が適当と認めたもの
- (2) 事業内容
  - ア 社会福祉、教育、文化、芸術、スポーツ等の普及向上に寄与し、市民の生活向上に資するもので、公益性のあるもの
  - イ 特定の宗教又は政治的活動を目的としないもの

- ウ 公序良俗に反しないもの又はそのおそれのないもの
- エ 営利を主たる目的としないもの
- オ 中立性を侵すおそれのないもの
- カ 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのないもの

(3) その他

- ア 申請者の存在が明確であり、役員その他事業関係者が信用し得るもの
- イ 開催又は開設の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分配備されているもの
- ウ 事業の規模又は対象が広域にわたるもの
- エ 団体等が参加者等から徴収する料金等が、適正と認められる額であるもの

(申請、承認等)

**第5条** 市章の使用の承認を受けようとする団体等は、次に掲げる事項を記載した市章使用承認申請書（別記様式第1号）又はそれに類するものを、原則として当該事業の開始前14日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業等の名称、趣旨
- (2) 使用内容
- (3) 申請者の代表者名、事務局等の連絡先
- (4) 使用日時（期間）及び場所
- (5) 入場料等の有無
- (6) 市章図画の提供希望
- (7) 添付書類

2 市章の使用の承認を受けた団体等が、その内容を変更しようとするときは、市章使用承認変更届出書（別記様式第2号）を承認の内容を変更しようとする日の原則10日前までに市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の申請を受けたときは、前条の承認基準に基づいて可否を決定し、市章使用承認書（別記様式第3号）又は市章使用不承認書（別記様式第4号）により当該団体等に通知するものとする。また、市長は当該申請者に対して、市章の図画を提供できるものとする。

(実績報告)

**第6条** 市章の使用の承認を受けた団体等は、事業等が終了したときは、事業等の終了後30日以内に市章使用実績報告書（別記様式第5号）を市長に提出するものとする。

(承認の取消し)

**第7条** 市長は、市章の使用を承認した事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとし、直ちに、市章使用承認取消通知書（別記様式第6号）により当該団体等に通知するものとする。

- (1) 第4条の条件に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による変更が、重大で、かつ、市章の使用にふさわしくないとき。
- (3) 偽りその他重大な瑕疵があったとき。
- (4) 申請者に非行があったとき。
- (5) その他市章の使用にふさわしくない事態が生じたとき。

（事務の処理）

**第8条** この要綱に基づく市章の取扱事務は、当該事業に係る事務を所掌している課、室若しくは所（以下「課等」という。）又は当該事業に関連のある課等が行うものとする。

（補則）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前になされた申請その他の手続は、この要綱の規定に基づきなされた申請その他の手続とみなし、市が市章の使用を承認した事業等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月29日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年4月1日要綱第71号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。